

京丹後市 通学路等交通安全プログラム

～通学路及び保育所、認定こども園の未就学児が日常的に集団で移動する散歩等経路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年12月

第1回改訂 令和3年2月

京丹後市通学路等安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策内容について協議を重ねてきました。さらに、効果的な対策を着実に推進するため、関係機関が連携し京丹後市通学路安全推進会議を設立するとともに、平成26年12月には、「京丹後市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の交通安全対策を講じてきました。

令和元年度には、通学路に加えて、保育所、認定こども園の未就学児が日常的に集団で移動する散歩等経路に関し、関係機関が連携して合同点検を実施し、必要な対策を実施してきたところです。

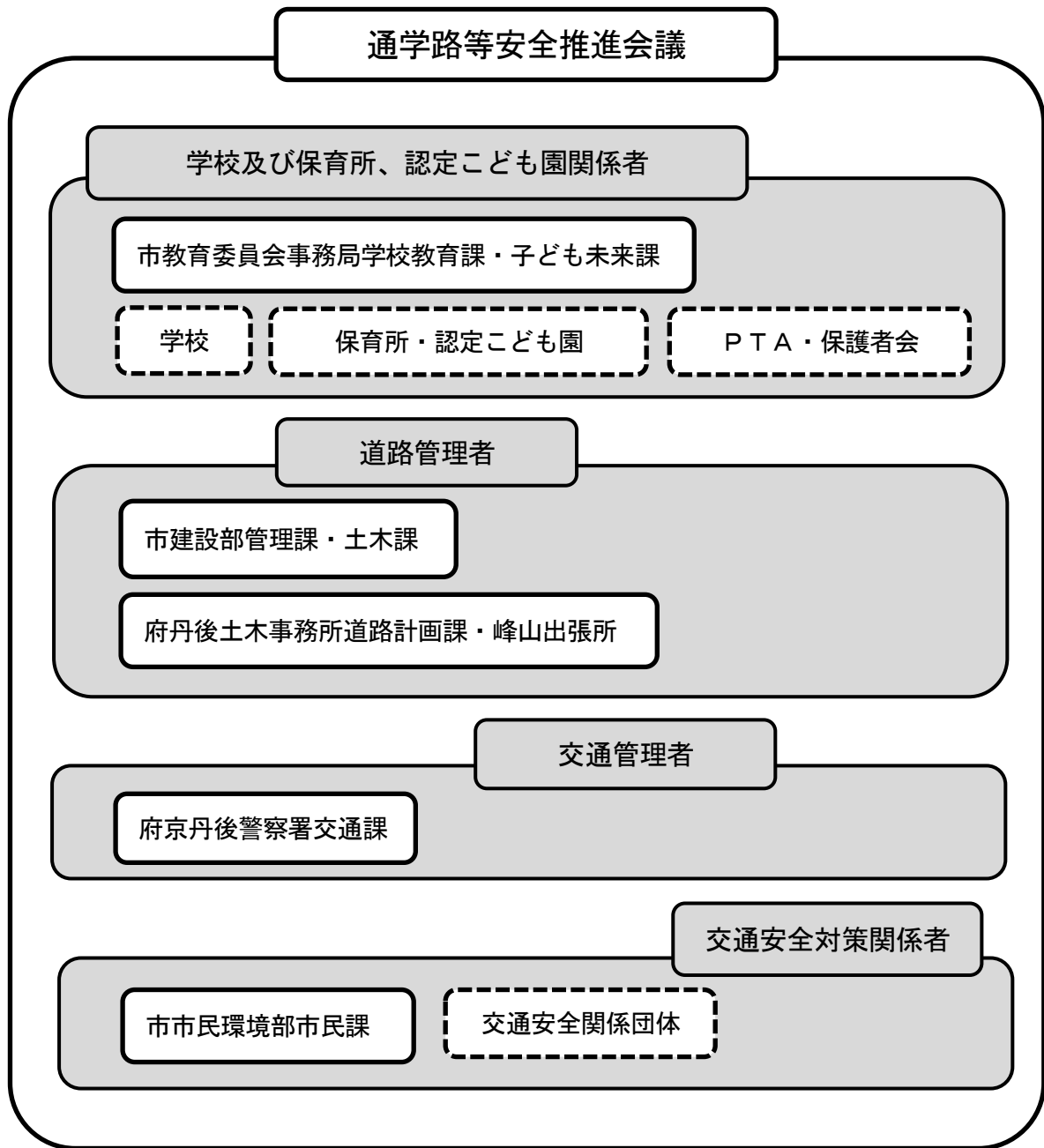
引き続き、交通安全対策の効果を高め、効率よく実行していくため、「京丹後市通学路交通安全プログラム」に上述の保育所、認定こども園の未就学児が日常的に集団で移動する散歩等経路に係る合同点検で必要となった対策箇所を加えた「京丹後市通学路等交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒の通学路及び保育所、認定こども園の未就学児が日常的に集団で移動する散歩等経路（以下「通学路等」という。）の安全確保を図っていきます。

2 通学路等安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路等安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 京都府京丹後警察署交通課
- ・ 京都府丹後土木事務所道路計画課
- ・ 京都府丹後土木事務所峰山出張所
- ・ 京丹後市市民環境部市民課
- ・ 京丹後市建設部管理課
- ・ 京丹後市建設部土木課
- ・ 京丹後市教育委員会事務局学校教育課
- ・ 京丹後市教育委員会事務局子ども未来課



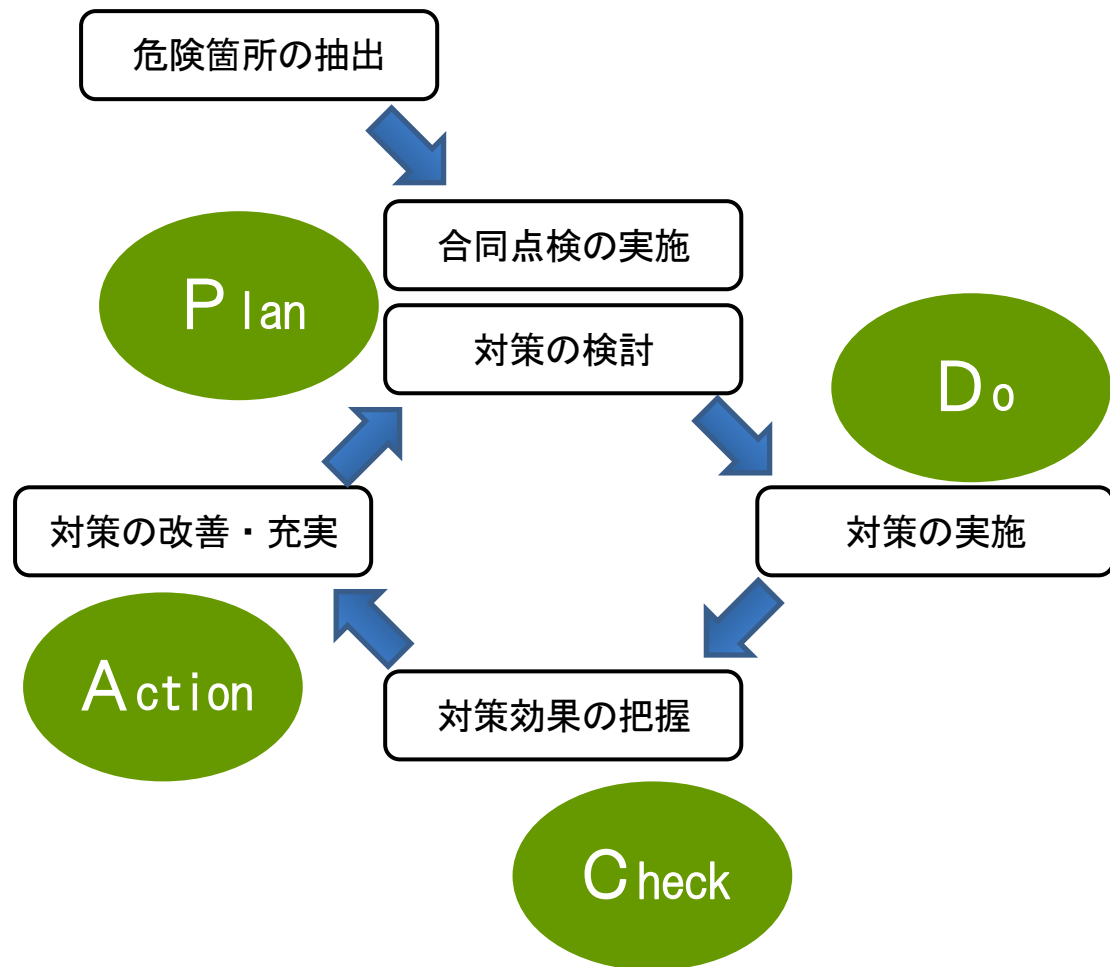
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路等の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果を把握し、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図っていきます。

[通学路等安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施時期等

- ・ 通学路等について1年に1回合同点検を実施します。
- ・ 積雪時の危険箇所の把握が必要な場合は、冬季にも点検を実施します。

○ 合同点検の体制

- ・ 対策会議のメンバー（教育委員会、道路管理者、警察等）が参加する合同点検を行います。

○ 合同点検の内容

- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題（交通量が多い、道が狭い、見通しが悪い等）を設定する等し、各校、保育所や認定こども園等から報告のあった危険箇所について、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策、交通規制や学校安全ボランティア（見守り隊等）による保護誘導活動等のソフト対策など、具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の効果の把握

- 合同点検結果に基づき対策を実施した箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また、児童生徒等が安全になったと感じているか等を確認するため、
 - ・ 学校及び保育所、認定こども園関係者並びに地域住民等の意見の把握
 - ・ 歩道未設置場所における歩車分離状況の確認
 - ・ 交通事故発生件数の統計など、対策効果の把握を行うための手法を検討し、効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果の把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・ 小中学校及び保育所、認定こども園ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するとともに、保護者や地域とも共有を図るために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。「対策一覧表」及び「対策箇所図」は、通学路等安全推進会議で対策の必要な箇所や対策の進捗状況を情報共有しながら随時更新します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

※下記 QR コードまたは市ホームページよりご確認いただけます。

